

令和5年度 農地利用状況調査【農地パトロール】実施概要

1 目的

- (1) 相続税納税猶予制度及び生産緑地法等の制度が適用されている農地の管理徹底を図る。
- (2) その他、耕作の用に供されていない農地の利用促進（農地の利用の最適化）を図る。

2 予定

(1) スケジュール

時 期	内 容
① 6月下旬から7月上旬	農地利用状況調査のお知らせ配布
② 7/20（7月総会）	事務局から「準備調査」報告書類等交付
③ 7月下旬から 8月中旬まで	担当地区ごとの「準備調査」実施
④ 8/18（8月総会）	「準備調査」結果を事務局に提出
⑤ 9/21（9月総会）	農地利用状況調査（「農地パトロール」）対象農地決定
⑥ 10月18日～20日	農地利用状況調査（「農地パトロール」）実施

(2) 実施日

10月18日・19日・20日の3日間

(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
16	17	18	19	20
23（総会）	24（予備日）	25（予備日）	26（会長研究会）	27（会長研究会）

(3) 実施時間

午前9時～12時

(4) 実施対象農地

- ① 令和6年度に納税猶予に係る「引き続き証明」の申請が予定される農地。
→事前に指導を行うことで、円滑な証明発行を行う。
- ② 各地区的農業委員から指摘のあった肥培管理が不十分な農地、管理状況に農業委員会の判断が必要な農地。
→指導を行う。
- ③ 都市農地貸借円滑化法に基づき、農地貸借をした農地
→農地貸借した農地の作付けや肥培管理の状況を確認することで、使用状況を把握する。
- ④ 農地だが近年、作物等を栽培していない農地
→生産緑地だが、作物等を栽培していない農地が見受けられるため、生産緑地の状況を把握する。

(参考) 実施根拠 (農地法抜粋)

(利用状況調査及び指導)

第30条 農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

第32条 農業委員会は、第30条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者に対し、当該農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。

- 一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

令和5年度 農地利用状況調査(農地ノートロール)《準備調査報告シート》

【資料2-2】

委員名:

No.	調査月日	該当地番	所有者	状況(状況の概略を記載)		
				①肥培管理がされていない	②肥培管理の判断がつかない	③その他
1	月 日					
2	月 日					
3	月 日					
4	月 日					
5	月 日					
6	月 日					
7	月 日					
8	月 日					

令和5年度 農地利用状況調査(農地ノートロール)《準備調査報告シート》

【資料2-2】

委員名:

No.	調査月日	該当地番	所有者	状況(状況の概略を記載)		
				①肥培管理がされていない	②肥培管理の判断がつかない	③その他
9	月 日					
10	月 日					
11	月 日					
12	月 日					
13	月 日					
14	月 日					
15	月 日					
16	月 日					

《西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準》

【資料 2-3】

I 基準設定の趣旨

西東京市の農業は、多くの農業者の努力によつて、新鮮で安全な食料の供給・食育の推進・生活環境・防災などに係る多様な機能を果たし、市民や地域住民の生活向上に大きく貢献している。しかし、その一方で、様々な理由から耕作が適切に行われていない農地もあり、そのような状態を放置しておくことは、近隣農地や住民に迷惑をかけるだけではなく、農業・農地に対するイメージを大きく低下させてしまう。西東京市農業委員会は、定期的に農地のパトロールを実施しているが、農地管理の良し悪しを公正に判断するために「肥培管理」に基準を作成することとした。

II 地目による肥培管理基準（登記簿上の地目ではなく現況による）

- | | |
|--------|--|
| 1 共通事項 | (1) 雜草等が繁茂していない。
(2) いつも耕作できる状態で、かつ、通路や畦畔等についても適正に管理されている。
(3) 収穫している実態がある。
(4) 園場が垣根で囲まれている場合、垣根が適正に管理されている。
(5) 近隣の畠の迷惑になつていいない。 |
| 2 田 | (1) 田として通常行われている状態で管理されている（水稻以外に使われていない）。
(2) 現在休耕田であるが、過去3年間に水稻を行つた実績がある。 |
| 3 畑 | (1) 定期的に耕耘されている（農地性との関連）。
(2) 作物が植えっぱなしになつておらず、適正に栽培管理されている。
(3) 土が農業の用に供されるような状態を保つていること（土が溜まつていいないこと）。
(4) 農地全体が整然と管理されている（作付け品目が多岐にわかつていてため見苦しい状態とは区別する）。 |
| 4 樹園地 | (1) 収穫のため果樹の特性に合わせた剪定がされている。
(2) 剪定枝等が園地に散乱していない。
(3) 園地所有者の考え方の基に下草が処理されている（雑草抑制のための管理がなされている）。 |
| 5 植木地 | (1) 販売用の管理が行われており、商品性が保たれている。
(2) 搬出・搬入・管理用の園内通路が確保されている。
(3) 雜草の繁茂がない。
(4) 剪定枝が放置されていない。 |
| 6 竹林 | (1) 竹の密度が適正である。
(2) (傘をさして通り抜けられる程度の空間であること（例）京都では、1坪1本と言われている。)
(3) 立ち枯れなどがなく、整然と管理されている。
(4) 篦が混生していない。
(5) 下草刈りを「年2回」以上行つてている。
※「竹やぶ」の状態は不可（竹やぶ加工用竹材生産は、林地であつて畠地ではない。） |
| 7 駐車場 | 必要最小限内であること。
備考
(1) 「雑草繁茂」「下草の管理不十分」とは、草丈が概ね25cmを超える場合とする。
(2) 上記2及び3のうち、有機栽培や自然農法を実施する園場について
ア 野菜と草の見分けが容易である。
イ 病害虫の発生源となつていいない。
ウ こまめに栽培管理がされている。
エ 近隣の畠の迷惑になつていいない。 |

III 調査による改善・指導

- 第1段階：口頭注意→地区農業委員
- 第2段階：文書指導→改善の有無の確認（期限日以降）
- 第3段階：農業委員会の個別指導→地区農業委員、役員及び事務局随行
- 第4段階：都市計画課及び資産税課との協議→地権者へ通知
- 第5段階：現況課税

IV 肥培管理基準の施行等

- この基準は、平成24年7月20日から施行する。
- この基準に補正・追加が必要となつたときは、総会で協議し、隨時改正する。

V 参考

- 農地法における「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法第2条第1項）。
- 「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地又は現在耕作されなくても耕作しようとするれば何時でも耕作できるよくな土地をいう。
- この場合の「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥料管理を行つて作物を栽培するこどい、「耕うん、整地、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等を行ひ作物が栽培されている」こどをいう（全国農業会議所・「よくわかる農地の法律手続き」より）。